

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十一号

修学資金等の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

修学資金等の返還債務の免除に関する条例（昭和四十年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

本則の表介護福祉士修学資金の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に貸付けの決定をしたこの条例による改正前の修学資金等の返還債務の免除に関する条例本則の表に規定する介護福祉士修学資金の返還債務の免除については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

3 住民基本台帳法施行条例（平成十四年広島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中四十の項及び四十一の項を削り、四十二の項を四十の項とし、四十三の項から四十八の項までを二項ずつ繰り上げる。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日前に、介護福祉士指定養成施設に在学する者で、将来介護等の業務に従事しようとするものとして資金を貸し付けられた者に対する前項の規定による改正前の住民基本台帳法施行条例別表第一四十の項及び四十一の項に規定する事務については、なお従前の例による。